

# 2023年度税制改正

2023. 2. 16

船戸 明

## 【1】概要（財務省ホームページより）

### ●個人所得課税

- NISA制度の抜本的拡充・恒久化
- スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設
- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
- 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

### ●資産課税

- 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

### ●法人課税

- 研究開発税制の見直し
- 企業による先導的人材投資に係る税制措置
- オープンイノベーション促進税制の見直し

### ●消費課税

- 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置
- 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設
- 車体課税

### ●国際課税

- グローバル・ミニマム課税への対応

### ●納税環境整備

- 電子帳簿等保存制度の見直し
- 課税・徴収関係の整備・適正化
- ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

### ●関税

- 暫定税率等の適用期限の延長等
- 急増する輸入貨物への対応

《結論》ここ2年より改正項目は多いですが、抜本的な改正はありません。

## **【2】総論への疑問1**

《大綱》「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である」。

《疑問》投資で財をなした人はいるでしょうか。  
今、投資資金は、海外に向かうのではないのでしょうか。  
NISAで損失が出れば切り捨てです。

《結論》これが目玉の改正だとすると残念です。

## **【3】総論への疑問2**

《大綱》「資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある」。

《疑問》給与や事業と比べれば贈与税率は低い？  
生前贈与加算を3年から7年に延長すれば早期の資産移転になるのでしょうか。  
いつ死ぬかの予測は不可能です。

《結論》専門家としてアドバイスをするリスクとしないリスクが増加します。

## **【4】総論への疑問3**

《大綱》「わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる」。

《疑問》こちらが強化すれば、あちらも強化します。  
増税を真正面から問う分、実現可能性は低いでしょう。  
今年の大綱、最後はこの議論に終始した感があります。

《結論》解説は具体化してからで十分です。

## 【5】具体的内容

### （1）個人所得課税

#### ①NISAの拡充・恒久化【延長・拡充等】

##### 《現行》 a 一般NISA

対象者 : 18歳以上（投資年の1月1日現在）  
投資期間 : 2023年までに株式、投信等へ投資  
非課税期間 : 配当金、分配金、譲渡益が最長5年間非課税  
非課税限度額 : 年間120万円（=5年で600万円）

##### b つみたてNISA（★一般NISAとの選択制）

対象者 : 18歳以上（投資年の1月1日現在）  
投資期間 : 2042年までに一定の投信へ投資  
非課税期間 : 分配金、譲渡益が最長20年間非課税  
非課税限度額 : 年間40万円（=20年で800万円）

##### c ジュニアNISA

対象者 : 0～18歳（投資年の1月1日現在）  
投資期間 : 2016～23年に株式、投信等へ投資  
非課税期間 : 配当金、分配金、譲渡益が最長5年間非課税  
非課税限度額 : 年間80万円（=5年で400万円）

##### 《改正》 a つみたてNISAの投資期間は23年12月31日で終了

##### b 一般とつみたてを一本化

c 「つみたてNISA→つみたて投資枠」を基本とし、  
「一般NISA→成長投資枠」を併用可能で設ける。

##### d 新NISAの内容

対象者 : 18歳以上（投資年の1月1日現在）  
投資期間 : 24年1月1日以降、恒久化※1  
非課税期間 : 無期限  
非課税限度額 : つみたて投資枠 年間120万円※2  
(年間) 成長投資枠 年間240万円※2  
非課税限度額 : 1,800万円※3  
(生涯) (内成長投資枠1,200万円) ※3

※1 成長投資枠の対象株式から、整理銘柄等を除く。

※2 年間取得価額の合計額判定（=口座内で売却済の取得価額も含む）

※3 その年の取得価額合計額+前年時点の取得価額（=口座内で売却済の取得価額は含まない）。

e ジュニアNISAは非課税期間終了後、18歳に達するまでの期間、継続管理勘定に移管されて、非課税期間が延長される。

- 《留意》 a 現行制度での投資額は、新NISAには含まない。  
 b 2020年度税制改正（2階建て）は、実現しないまま打ち切り。

《時期》 2024年1月1日～

《結論》 NISAの損失は切り捨てです（繰り返し）。

② スタートアップ企業株式取得価額の控除特例【創設】

《前提》 中小企業等経営強化法施行規則の改正

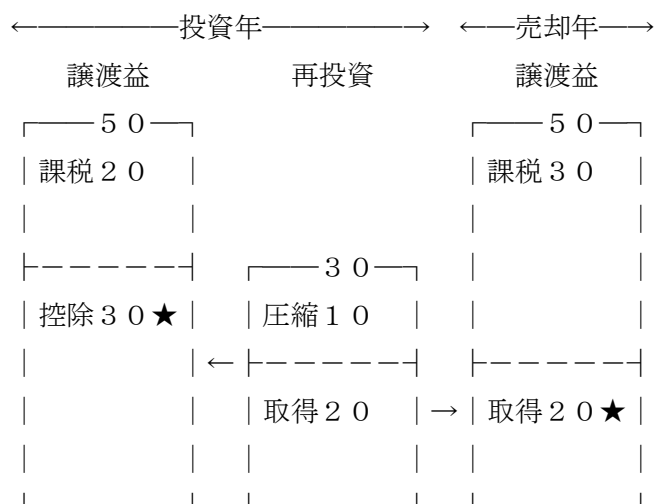
《内容》 a 投資年

設立の日の属する年において、  
 一定の要件を満たす株式会社の設立の際に発行される株式を、  
 払込みにより取得した居住者等は、  
 その年分の株式（一般・上場）譲渡所得から取得価額を控除※  
 ※ 50億円の譲渡益、30億円で取得→30億円控除  
 5億円の譲渡益、10億円で取得→5億円控除

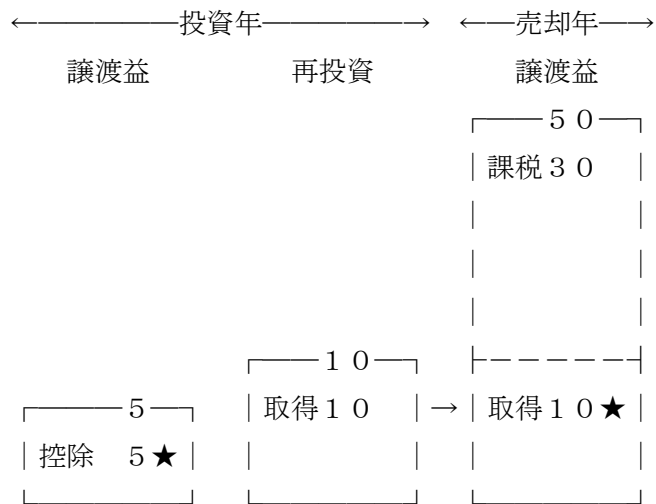
b 売却年

その取得をした特定株式の取得価額は、  
 当該控除をした金額のうち20億円を超える部分の金額を控除した金額

《全体像》 a 投資年：50億円の譲渡益、30億円で取得  
 売却年：50億円の譲渡益（特定株式）



b 投資年：5億円の譲渡益、10億円で取得  
 売却年：50億円の譲渡益（特定株式）



★部分：1つの投資金額について、  
 投資年は他の株式から、譲渡年は特定株式から、  
 2回の控除が可能。

《要件》 a スタートアップ企業の要件

- イ 設立日以後1年未満の中小企業者
- ロ 販管費の出資金額に対する割合が100分の30超
- ハ 特定株主グループに100分の99超を保有されていない
- ニ 上場会社でない
- ホ 2分の1超を一の大規模法人に保有されていない／  
3分の2超を大規模法人及びその特殊関係法人に保有されていない
- ヘ 風俗営業等に該当する事業を行っていない

b 居住者の要件

- イ 会社の発起人に該当
- ロ 会社に自ら営んでいた事業の全部を承継させていない

《留意》 a 売却年の譲渡損失は、3年間の繰越控除適用対象

b エンジェル税制との選択適用

《時期》 2023年4月1日以降の再投資

《結論》 投資年の控除限度額はないようです。

③エンジェル税制の拡充

《現行》 a 投資年

- イ 優遇措置A（設立後5年未満）  
 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除。  
 （総所得金額×40%か800万円の低いほうが限度額）

↑  
(同一年いずれか選択)

↓

- ロ 優遇措置B（設立後10年未満）  
投資額全額を、他の株式譲渡益から控除。  
(控除限度額なし)

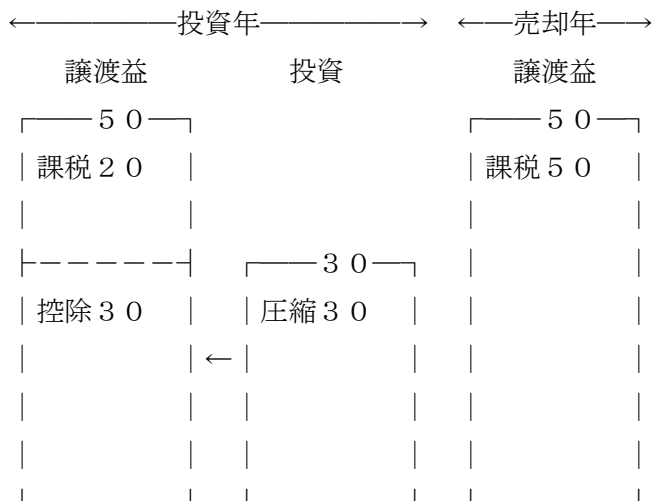
- b 売却年  
譲渡損※を他の株式譲渡益から控除可能。  
控除しきれない損失を3年繰越可能。  
※優遇措置A、Bによる控除額を取得価額から控除して計算。

《改正》 a 投資年  
改正なし

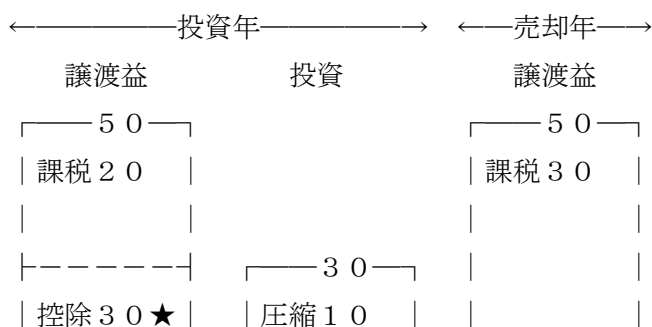
- b 売却年  
※部分について、優遇措置Bの場合の控除額に改正あり。

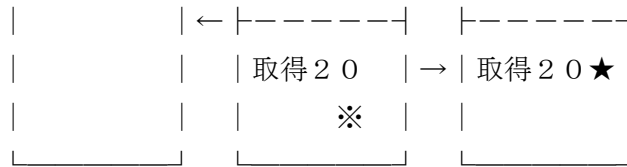
投資年：50億円の譲渡益、30億円で取得  
売却年：50億円の譲渡益（特定株式）

【従来】



【改正】





※投資額30億円と、  
譲渡益50億円（20億円が限度額）を比較し、  
いずれか低い金額を控除。

- c 対象会社の株主要件緩和（優遇措置A、B共通）  
要件a～cを満たす会社の  
特定株主グループが有する株式総数が6分の5超でないことから、  
20分の19超でないことに緩和。

《要件》対象会社についてエンジェル税制の要件に加重

- a 設立日以後5年未満
- b 設立後の各事業年度の営業損益が0未満
- c 設立後の各事業年度の売上高が0 or  
前事業年度の試験研究費等の出資金額に対する割合が100分の30超

《時期》2023年4月1日以降の投資

《結論》エンジェル税制適用は年に300件ほど。ただ、知っておく必要はありそうです。

#### ④ ストックオプション税制の拡充

《現行》新株予約権付与決議後、2年超10年以内に権利行使必要

《改正》一定の株式会社※について、2年超15年以内の権利行使に拡充

- ※一定の株式会社
- a 設立の日以後の期間が5年未満
  - b 上場会社以外

《時期》不明

《結論》設立早期のストックオプション促進か。時期だけでなく実効性も不明です。

#### ⑤ 極めて高い水準の所得に対する負担適正化

《趣旨》給与や事業は累進課税だが、  
土地や株式などの資産所得は15%（国税）の均一課税。  
→「1億円の壁」に対する不公平感の解消。

《内容》 a (基準所得金額※1 - 3.3億円) × 22.5%

b 基準所得税額※2

→ a > b の場合に、その差額 (a - b) の所得税を課す。

※1 基準所得金額は申告不要制度※3を適用せずに計算した合計所得金額※4

※2 基準所得金額に対する所得税額

※3 申告不要の配当と、申告不要の上場株式譲渡所得

※4 利子など源泉分離課税対象所得や、NISAなど非課税所得は含めず。

《報道》「年間の所得が1億円を超えると1人当たりの税負担率が低下する逆転現象「1億円の壁」を是正する。2025年から所得が年30億円を超えるような人を対象に最低負担率を導入する」(12月17日、日経)。

《疑問》各紙報道の30億円はどこから出てくるのか。**すべて資産所得なら、9.9億円が均衡点。**

a (9.9 - 3.3) × 22.5% = 1.485億円

b 9.9 × 15% = 1.485億円

↓

所得の20%は給与で、社保負担を10%と考えているのでは？

a (30 - 3.3) × 22.5% = 6.0

b 30 × 20% × 90% × 45% = 2.4億円

30 × 80% × 15% = 3.6

—————  
6.0

《時期》2025年分以後の所得税

《留意》**特定口座情報**を集めることが必須。

どういう形で対象者を絞るのか。

《結論》まずは数百人に対象を絞っての導入ですが、累進を高めるのが本筋です。

## ⑥空き家特例の見直し

《現行》 a 耐震基準を満たした古家の譲渡

b 取壊して更地にした敷地の譲渡

→ いずれかの譲渡をして一定の要件を満たす場合3,000万円特別控除。

《改正》 a これまで譲渡前に耐震基準を満たすか取り壊す必要あり。

→ 譲渡翌年の2月15日までに該当すればよい。

b 不動産を取得した相続人が複数いればそれぞれ3,000万円控除可能。

→ 3人以上の場合の特別控除額は2,000万円に減額。



- 《趣旨》 a 買主による取壊しなども可能。  
b いたずらな控除枠拡大の防止。

《時期》 2024年1月1日以後の譲渡

《結論》 増え続ける空き家を、とにかく取り壊してほしいでしょう。

#### ⑦ 個人事業者の開業届出書関係の見直し

《現行》 開業届は1か月以内に提出  
事務所等移転の届出は移転前の所轄税務署に提出

《改正》 開業届は開業の事実があった日の属する年の所得税確定申告期限まで。  
移転届出は、移転後の所轄税務署に提出。

《疑問》 開業の場合、青色申告承認申請（開業2か月以内）のみ先行するのか？

《時期》 2026年1月1日以後の事業の開始等

《結論》 青色承認期限や新規設立法人の届出期限も延長してほしいです。

#### ⑧ 源泉徴収票の税務署への提出

《現行》 【税務署】 役員で150万円超、従業員で500万円超が提出対象。  
【市町村】 全員（法律上は退職者で30万円以下は対象外）。

《改正》 市町村に給与支払報告書を提出した場合、  
税務署に源泉徴収票提出したものとみなす。  
税務署への提出不要の範囲も、市町村に合わせる。

《疑問》 源泉徴収票<給与支払報告書とっていましたが、逆の税理士もいるようです。

《時期》 2027年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票

《結論》 国→市町村、という流れはありましたが、  
市町村→国、という流れは初めてでしょう。  
2027年はその目標期限なのだと思います。

### (2) 資産課税

#### ① 相続時精算課税の見直し、生前贈与加算期間の延長

《概要》 60歳以上の祖父母、父母から、

18歳以上の子や孫への贈与時に選択可能。

《現行》 a 贈与時（※ 今回改正がある部分）

イ 相続時精算課税

累計2,500万円までの特別控除後の金額に一律20%の贈与税課税※。

選択後は暦年課税に戻れない。

1円でも贈与があれば申告必要※。

ロ 暦年課税

基礎控除110万円控除後、一般と特例の累進税率に応じて贈与税課税。

b 相続時（※ 今回改正がある部分）

イ 相続時精算課税

対象となった贈与財産をすべて相続財産に加算※。

加算金額は、贈与時の評価額で固定※。

計算された相続税から、既に納付した贈与税を控除。

ロ 暦年課税

死亡前3年以内の贈与のみ相続財産に加算※。

加算金額は、贈与時の評価額。

計算された相続税から、既に納付した贈与税を控除。

《改正》 a 贈与時

イ 相続時精算課税

贈与財産から**基礎控除110万円（ロとは別途）**を控除した金額から、

累計2,500万円までの特別控除後の金額に一律20%の贈与税課税。

→  $((\text{贈与額} - 110) - 2,500) \times 20\%$

**贈与額110万円以下の場合には申告不要**に。

ロ 暦年課税

改正なし

b 相続時

イ 相続時精算課税

対象となった贈与財産のうち、

**各年110万円を控除した残額**を相続財産に加算。

加算金額は、贈与時の評価額で固定だが、

贈与時～相続税申告期限までの間に**災害により損失を受けた不動産**は、

相続時に再計算。

□ 暦年課税

**死亡前7年以内の贈与**を相続財産に加算するよう延長。

延長された4年間（7年前～4年前）の贈与については、

合計100万円まで加算不要。

《時期》 a 贈与時

イ 相続時精算課税

2024年1月1日以後贈与により取得する財産。

b 相続時

イ 相続時精算課税

110万円控除後の残額加算については、

2024年1月1日以後贈与により取得する財産。

災害による相続時の再計算については、

2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合。

□ 暦年課税

2024年1月1日以後、贈与により取得する財産に係る相続税

		★完成								
		23	24	25	26	27	28	29	30	31
		1 / 1								
相続年→		23	24	25	26	27	28	29	30	31
贈与年↓										
	2020	3	×	×	×	×	×	×	×	×
	2021	2	3	×	×	×	×	×	×	×
	2022	1	2	3	×	×	×	×	×	×
	2023	—	1	2	3	×	×	×	×	×
★開始	2024	—	—	1	2	3～	4～	5～	6～	7
	2025	—	—	—	1	2	3～	4～	5～	6～
	2026	—	—	—	—	1	2	3～	4～	5～
	2027	—	—	—	—	—	1	2	3～	4～
	2028	—	—	—	—	—	—	1	2	3～
	2029	—	—	—	—	—	—	—	1	2
	2030	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	2031	—	—	—	—	—	—	—	—	—

《趣旨》もともと、相続時精算課税に一本化という話もあり。

今回の改正も、相続時精算課税選択が有利に誘導しているもよう。

→財産の早期移転よりも、移転時期に対する中立性の確保を重視。

《留意》 a 贈与時

イ 相続時精算課税

複数の贈与者からの贈与に相続時精算課税の適用を受けている場合、贈与額により110万円の基礎控除額を按分。

父からの贈与に相続時精算課税、母からの贈与に暦年課税であれば、それぞれ110万円の基礎控除が可能。

b 相続時

ロ 暦年課税

これまで**通帳の動き**を5年程度チェックしていたはず。

→そのチェック期間も延ばす必要がある。

合計100万円まで加算不要の趣旨は不明。

c 税理士としてどうアドバイスすればいいのか。

まさか「いつ死にますか？」とは聞けない。

《全体像》                    -9   -8   -7   -6   -5   -4   -3   -2   -1   相続

a 相続時精算課税

相続に加算

★  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

110万円 控除 控除 | 控除 控除 控除 控除 控除 控除 控除 控除 |

↑

【有利不利】 | 税率差次第 | | 税率差、110万円、100万円 |

↓

b 暦年課税

相続に加算

× × ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

110万円 - - | 加算 加算 加算 加算 加算 加算 加算 |

100万円 - - | 控除 |

↑

【ケース1】最初に30万円現金贈与して相続時精算課税選択。

その後、毎年110万円贈与するとずっと非課税。

→相続時精算課税>暦年贈与

【ケース2】60代で相続はまだ先と思い暦年110万円贈与。

5年後、思いがけずに亡くなってしまった。

→相続時精算課税>暦年贈与（結果論だが）

《結論》税制以前に、まずどうしたいかの意思確認が重要です。

## ②教育資金一括贈与の非課税措置見直し

### 《現行》「教育資金の一括贈与」と「結婚・子育て資金の一括贈与」の特例制度の比較

項目	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法 70 条の 2 の 2）	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法 70 条の 2 の 3）
適用期間	2013 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの贈与	2015 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの贈与
非課税限度額	受贈者 1 人につき 1,500 万円 (うち、学校等以外に支払う金銭は 500 万円)	受贈者 1 人につき 1,000 万円 (うち、結婚に関して支払う金銭は 300 万円)
金融機関等で行う手続き	1 教育資金管理契約を締結 2 教育資金非課税申告書を金融機関を経由して税務署へ提出	1 結婚・子育て資金管理契約を締結 2 結婚・子育て資金非課税申告書を金融機関を経由して税務署へ提出
贈与者の要件	受贈者の直系尊属であること	同左
受贈者の要件	1 教育資金管理契約を締結する日において 30 歳未満である者 2 前年の所得が 1,000 万円以内	1 結婚・子育て資金管理契約を締結する日において 18 歳以上 50 歳未満である者 2 同左
資金管理契約中の金融機関等の管理等	1 受贈者は、払い出した金銭に係る領収書等を一定期間内に金融機関等に提出又は提供する。 2 金融機関等は、領収書等の確認及び記録を行う。	1 受贈者は、払い出した金銭に係る領収書等を一定期間内に金融機関等に提出する。 2 同左
資金管理契約終了事由	1 受贈者が 30 歳に達した場合（在学中、訓練中除く） 2 受贈者が死亡した場合 3 金銭・信託財産等の残高が零となった場合において、契約終了の合意があった場合 4 受贈者が 40 歳に達した場合	1 受贈者が 50 歳に達した場合 2 同左 3 同左
資金管理契約終了時の残額の取扱い	契約終了時の資金残高について贈与税の課税対象となる（契約終了事由が受贈者の死亡の場合には贈与税は課税しない。）。	同左
資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い	死亡した贈与者に係る資金残額は相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる。 注 1 当該資金残高について、相続税法第 18 条（相続税額の 2 割加算）適用あり。 注 2 当該資金残高以外に相続税の課税対象となる取得財産がない場合には、相続税法第 19 条（相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の贈与加算）は適用しない。 注 3 受贈者 23 歳未満、学校等に在学中、教育訓練受講中の場合は相続税課税なし。	死亡した贈与者に係る資金残額は相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる。 注 1 同左 注 2 同左

《改正》以下見直したうえで、3年延長。

a 贈与者死亡時の課税対象拡大

受贈者23歳未満、学校等に在学中、教育訓練受講中の場合は、  
相続財産への加算なし。

→相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、加算あり。

b 受贈者が30歳に達した場合等で終了する場合の贈与税率

18歳以上であれば特例税率、18歳未満であれば一般税率

→すべて一般税率を適用

《時期》 a 2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税

b 2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税

《結論》廃止されませんでした。課税強化です。

③結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置見直し

《改正》受贈者が50歳に達した場合等で終了する場合の贈与税率を

特例税率から一般税率に見直したうえで、2年延長。

《時期》2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税

《結論》廃止されませんでした。課税強化です。

(3) 法人課税

①オープンイノベーション促進税制の拡充

《現行》青色申告書を提出する内国法人等が、

20/4/1から24/3/31までの間に、

特定株式※1を取得し※2、

取得した日を含む事業年度末まで有している場合に適用。

※1 対象者の要件

設立後10年未満※の既存法人で、

未上場、大規模企業グループに属しておらず、

革新性、リソース開放性、ビジネス変革性について経産大臣の確認。

※売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社であれば、

設立後15年未満

※2 出資内容

資本金増加を伴う払込みで、

出資者が大企業なら1億円、中小企業なら1000万円以上。

対象者が外国法人なら5億円以上の払込みが対象。

払込み上限は100億円。

↓

特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、損金算入。

3年以内に特定株式の譲渡等の取崩し事由に該当することとなった場合、その事由に応じた金額を取り崩して益金算入。

《改正》 出資内容に、新規株式の払込みだけでなく、既存株式の取得を追加等。

内容	払込み（新株）	取得（既存株）
投資下限	大 1億円 中小1,000万円	すべて5億円
投資上限	50億円（改正）	200億円
議決権割合	要件なし	過半数
保有見込期間	3年	5年
事業継続期間	3年	5年
制限	既に議決権過半数の場合の出資は除外。 過半数未満→過半数への出資は対象。	23年4月1日以後 先に払込みで適用後 取得での適用は不可
取崩しによる益金算入	3年以内に ・経産大臣証明なし ・株式保有せず ・配当を受ける 等の場合、対応金額を益金算入	5年以内に ・同左 ・同左 ・同左 ・出資者が合併法人となる合併で対象者が解散 ・過半数を有せず 等の場合、対応金額を益金算入
	3年経過後、 <b>益金算入不要</b>	5年経過時点で <b>益金算入</b> 。ただし、5年

		内いずれかの事業年
		度で売上1.7倍か
		つ33億円以上等で
		益金算入不要。
		その場合でも、既存
		の取崩し事由（一部
		除く）に該当する場
		合、対応金額を益金
		算入

《時期》適用事業年度は不明。

《結論》MAの場合、入口の課税繰り延べで出口では課税されます。

## ②研究開発税制の見直し

《現行》

A：試験研究費割合（試験研究費／過去3年間の平均売上額）

B：増減試験研究費割合（（試験研究費－過去3年間の平均試験研究費 C）／C）

分類	対象	控除率	控除限度額
一般型	大・中	$B > 9.4\% :$ $10.145\% + (B - 9.4\%) \times 0.35$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （上限 14%） $B \leq 9.4\% :$ $10.145\% - (9.4\% - B) \times 0.175$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （下限 2%）	基本 25%* 上乗せ 35%** 最大 40%*** *研究開発を行う一定のベンチャー企業は 40% **A > 10% の場合、(A - 10%) × 2（上限 10%）を上乗せ *** 20/2/1 前の最後事業年度比で 1)売上 2%以上減少、2)試験研究費増加、の場合、5%を上乗せ
中小企業技術基盤強化税制	中	$B > 9.4\% :$ $12\% + (B - 9.4\%) \times 0.35$ + 控除割増率：(A - 10%) × 0.5（上限 10%） （上限 17%） $B \leq 9.4\% :$	基本 25%* 上乗せ 35%** 最大 40%*** *同上 **B > 9.4% の場合、



		12%+控除割増率： $(A-10\%) \times 0.5$ (上限 10%)	10%を上乗せ。B $\leq$ 9.4%かつA>10%の場合、 $(A-10\%) \times 2$ (上限 10%) を上乗せ ***同上
オープンイノベーション型	大・中	特別試験研究費（この適用を受けた額は総額型、技術基盤強化税制の試験研究費に含めず） 相手方が大学・特別研究機関等：30% 研究開発型ベンチャーとの共同研究等：25% 国立大学等の外部化法人との共同研究等：25% 大企業等への委託研究：20% 相手方がその他民間企業等：20%	10%

- 《趣旨》 a インセンティブ強化に向けた控除率・控除上限のメリハリ強化  
b オープンイノベーション促進に向けたスタートアップ企業範囲の拡大  
c 質の向上のための試験研究費範囲の見直し

《改正》 a、b

A：試験研究費割合（試験研究費／過去3年間の平均売上額）

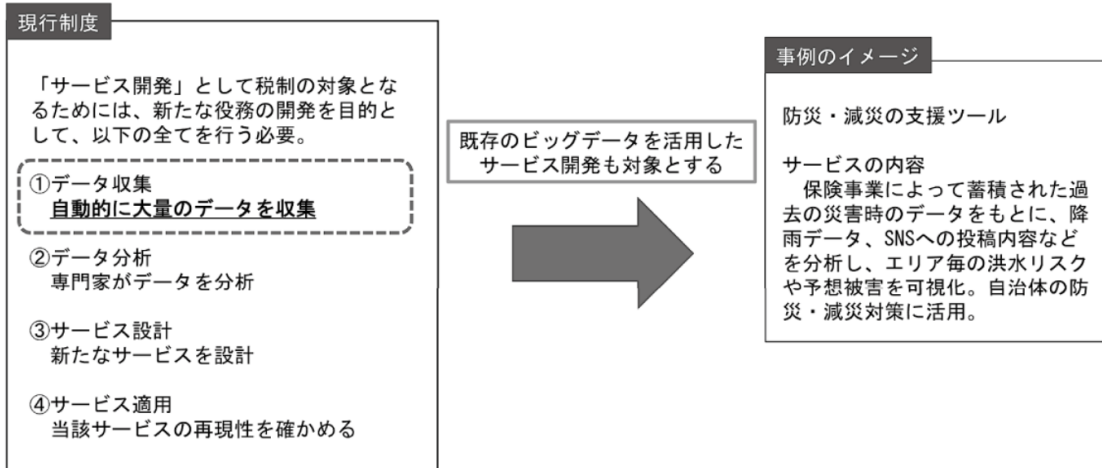
B：増減試験研究費割合（（試験研究費－過去3年間の平均試験研究費 C）／C）

分類	対象	控除率	控除限度額
一般型	大・中	$B > 12\% :$ $11.5\% + (B - 12\%) \times 0.375$ +控除割増率： $(A - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%) (上限 14%) $B \leq 12\% :$ $11.5\% - (12\% - B) \times 0.25$ +控除割増率： $(A - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%) (下限 1%)	基本 25%*,*** 上乗せ 35%** 最大 35%**** *研究開発を行う一定のベンチャー企業は40% **A>10%の場合、 $(A - 10\%) \times 2$ (上限 10%) を上乗せ ***B>4%の場合、 $(B - 4\%) \times 0.625$ (上限 5%) を上乗せ。 B<△4%の場合、 $(-B - 4\%) \times 0.625$ (上限△5%) を減額 **** **の適用がある場合、**と***の大きいほうを適用。

中小企業技術基盤強化税制	中	<p><math>B &gt; 12\%</math> :</p> $12\% + (B - 12\%) \times 0.375$ + 控除割増率 : $(A - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%) (上限 17%) <p><math>B \leq 12\%</math> :</p> $12\% + 控除割増率 : (A - 10\%) \times 0.5$ (上限 10%)	<p>基本 25%*  上乗せ 35%**</p> <p>*同上</p> <p>**<math>B &gt; 12\%</math> の場合、10%を上乗せ。 <math>B \leq 12\%</math> かつ <math>A &gt; 10\%</math> の場合、<math>(A - 10\%) \times 2</math> (上限 10%) を上乗せ</p>
オープンイノベーション型	大・中	<p>特別試験研究費 (この適用を受けた額は総額型、技術基盤強化税制の試験研究費に含めず)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手方が大学・特別研究機関等 (福島国際研究教育機構を追加) : 30%</li> <li>・ 研究開発型ベンチャー・特別新事業開拓事業者※1 との共同研究等 : 25%</li> <li>・ 国立大学等の外部化法人との共同研究等 : 25%</li> <li>・ 大企業等への委託研究 : 20%</li> <li>・ 相手方がその他民間企業等 : 20%</li> <li>・ 新規高度研究業務従事者※2 に対する人件費 : 20%</li> </ul> <p>※1 出資者のファンドについて経産省認定は不要で、未上場、設立 15 年未満、研究開発費割合 10%以上等の企業を経産省が証明</p> <p>※2 博士号を取得してから 5 年以内の者、他の事業者で 10 年以上研究業務に従事した雇用 5 年以内の者</p>	10%

c 試験研究費の範囲の見直し

- イ 新たなビッグデータ収集→既存のビッグデータ利用の場合も対象。
- ロ 性能向上を目的としないデザインにつき行う設計及び試作費用を除外



- <現行>
- 現在の研究開発税制では、デザインの考案と、それに基づく設計・試作については、
- ・性能向上を目的としない「デザインの考案」は、対象外
  - ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」（例えば安全性の確認等）は、性能向上を目的としていなくても、対象
- <改正案>
- 税制で後押しする研究開発の質を高めていく観点から、
- ・考案されたデザインに基づく「設計・試作」のうち、性能向上を目的としていないものは、**対象外**とする。
- ※性能向上を目的としているかは、例えば研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断。



(いずれも自民党税調資料 2022年12月13日)

- 《時期》 a 2023年4月1日から2026年3月31日に開始する各事業年度
- b 不明
- c 不明

《結論》税制がインセンティブになるのか不明です。

### ③学校法人設立準備法人への寄附

《内容》大学や高等専門学校等を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人に対して支出する寄附金のうち一定のものは、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から2028年3月31日までの間に支出されるものを、指定寄附金とする。

- 《要件》 a 学校法人又は準学校法人の設立前に、設立に関する認可が確実で、その設立のための費用に充てられるものであること。
- b 募集要綱に、  
学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内の募集要綱で定める日までに  
大学等の設置に係る認可を受けなかった場合には、  
残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

《結論》新聞では報じられていますが、実効性は不明です。

#### ④中小企業向け投資促進税制

《改正》一部対象資産を見直して2年延長

《内容》投資優遇税制

- └─中小企業等投資促進税制
  - | └─中小企業投資促進税制
  - | └─中小企業経営強化税制
    - | | └─A類型（生産性向上）
    - | | └─B類型（収益力強化）
    - | | └─C類型（デジタル化）
    - | | └─D類型（経営資源集約化）
  - | └─中小企業防災・減災投資促進税制
- └─地域未来投資促進税制
  - └─生産性向上のための固定資産税の特例

《一覧》

	対象	対象資産 ※1										所有権 移転外リス	特別 償却	税額控除 ※2	限度額
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
投資促進	青・中小				○	○	○	○			○	税額控除のみ	30%	特定のみ 7%	20%
経営強化A	青・中小 ※3		○		○			○		○	○	税額控除のみ	100%	7%。特定 は10%	20%
経営強化B	青・中小 ※3		○		○			○	○	○	○	税額控除のみ	100%	7%。特定 は10%	20%
経営強化C	青・中小 ※3		○		○			○	○	○	○	税額控除のみ	100%	7%。特定 は10%	20%
経営強化D	青・中小 ※3		○		○			○	○	○	○	税額控除のみ	100%	7%。特定 は10%	20%
防災・減災	青・中小 ※4		○		○					○		—	20% ※6	—	—

活性化	青・中小		○						○		税額控除のみ	30%	特定のみ 7%	20%
地域未来	青 ※5	○	○	○	○				○		税額控除のみ	1,2,3 : 20% 4,9 : 40%	1,2,3 : 2% 4,9 : 4%	20%
固定資産税	中小		○		○			○	○		—	—	—	—

※1 対象資産

- 1：建物
- 2：建物附属設備
- 3：構築物
- 4：機械装置
- 5：船舶（内航船舶のみ）
- 6：車両運搬具（貨物のみ）
- 7：工具（測定・検査）
- 8：工具（それ以外）
- 9：器具備品
- 10：ソフトウェア

※2 税額控除の「特定」とは、資本金の額等が3,000万円以下の特定中小企業者等

- ※3 A 類型は、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備で、工業会等からの証明書入手、経営力向上計画認定が必要。  
B 類型は、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備で、税理士等による事前確認と経産局による確認の上、経営力向上計画認定が必要。  
C 類型は、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備で、認定経営革新等支援機関による事前確認と経産局による確認の上、経営力向上計画認定が必要。  
D 類型は、M&A後に取得し、その効果を高める設備で、税理士等による事前確認と経産局による確認の上、経営力向上計画認定が必要。

※4 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定（災害対応）。

- ※5 地域経済牽引事業計画について、都道府県の認定。  
総投資額2,000万円以上、投資額>前年償却費20%、最大80億円等。  
付加価値額増加率8%以上、生産性伸び率4%以上、投資収益率5%以上等の場合に、機械装置と器具備品の特別償却を50%、税額控除を5%に引き上げ。

※6 23年4月1日～18%、25年4月1日～16%





| 対象会社X | : 株式交付子会社

b 税務処理

株主Aの譲渡損益を繰延（Y株譲渡時に実現）。

c 留意

イ 交付を受けた資産価額のうち、Y株式価額が80%以上であること。

ロ Y株式に対応する部分の譲渡損益のみ繰り延べる。

ハ Y社確定申告書添付書類に、株式交付計画書及び明細書を追加。

ニ 明細書には、交付した資産の数または価額の算定根拠を記載。

《改正》 交付後に、Y社が同族会社となる場合を除外（所得税も同様）。

《趣旨》 オーナー会社による悪用防止。

《時期》 2023年10月1日以後に行なわれる株式交付

《結論》 駆け込み提案もあるのででしょうか。

⑦暗号資産の評価方法見直し

《現行》 a 期末評価

活発な市場が存在する暗号資産は時価評価して益金または損金算入

b 取得価額

購入以外の場合は購入時の時価

《改正》 a 期末評価

イ 自己が発行し発行時から継続して保有。

ロ 発行時から継続して、技術的措置や信託により譲渡制限あり。

→この場合に、時価評価不要。

b 取得価額

自己が発行した発行した暗号資産は、発行に要した費用の額

c 借りた暗号資産の譲渡損益

法人が

暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合、

その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までに

その暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、

その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した

損益相当額を計上する。





引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる  
同日の属する課税期間については、適用しない※5。

※1 原則、簡易、いずれも可。

※2 **インボイス制度によって課税事業者になる**ことが条件。

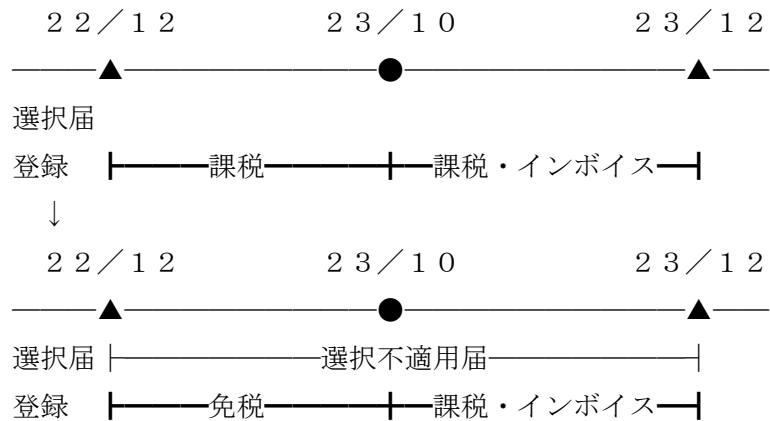
例) 22/9期 900万円  
 ┌─23/9期 1,100万円  
 └─24/9期 800万円 可  
 ┌─25/9期 1,200万円 不可  
 └─26/9期 900万円 可

※3 1か月や3か月で消費税が申告できる事務負担能力あり。

※4 インボイス開始前から課税事業者選択できる能力あり。

※5 23/10からインボイス始まるならと、  
 23/10/1を含む課税期間開始の前日までに  
 課税事業者選択届出書を出していた場合、  
 23/10/1を含む課税期間中に選択不適用届を出せば、  
 選択届出書の効果を失効できる救済措置あり。

例) 12月決算



※6 確定申告書への付記で適用可能。事前届出、2年縛りなし。

※7 適用を受けた年度の翌課税期間に簡易課税の適用を受ける場合、  
 その翌課税期間中に簡易課税の届出を提出すれば、  
 翌課税期間から簡易課税の適用が可能。  
 →2割特例がある安心感からの簡易課税届出漏れ救済。

b **少額取引**に係る事務負担軽減措置（小規模買い手に対する**6年間**の特例）

イ 内容

基準期間における課税売上高が1億円以下又は  
 特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者※1が、  
 23/10/1～29/9/30までの間※2に  
 国内において行う課税仕入れについて、

当該課税仕入れに係る支払対価の額が**1万円未満**※3である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。

ロ 趣旨

小規模買い手の事務負担軽減。

※1 特定期間について、給与での判定は不可。

※2 課税仕入の時期であり、課税期間は関係ない。

※3 1回の取引における税込価額で判定。

c 返還インボイス交付義務の見直し（売り手の特例）

イ 内容

対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、その適格返還請求書の交付義務を免除

ロ 効果

振込手数料問題は解決です。

そもそも売り手に返還インボイスの「交付義務」はあるものの、交付しなくても税額計算に影響はない。

ハ 時期

2023年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う  
売上げに係る対価の返還等

d 登録制度の見直し

イ 内容

免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出。  
(現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)

適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消す場合、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出。  
(現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日)

適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、23/10/1後に登録を受けようとする免税事業者は、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載。

ロ 申請期間（**実質延長**）

23/10/1から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めない。

ハ 趣旨

とにかく登録して欲しいということ。

《結論》複数税率とセットのはずのインボイスですが、現状で十分実務は回っています。

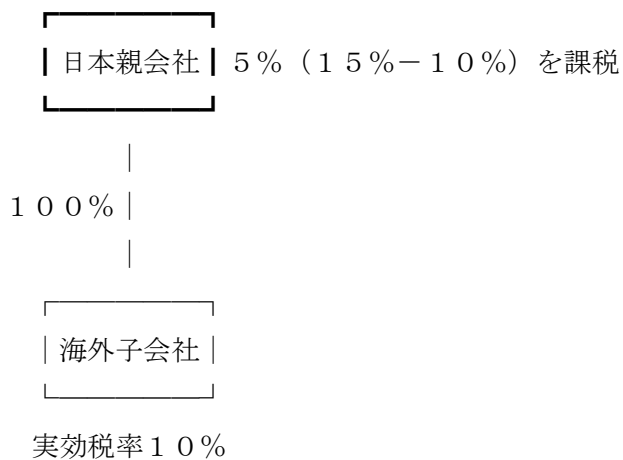
**(5) 国際課税**

①国際最低課税額に対する法人税（仮称）の創設

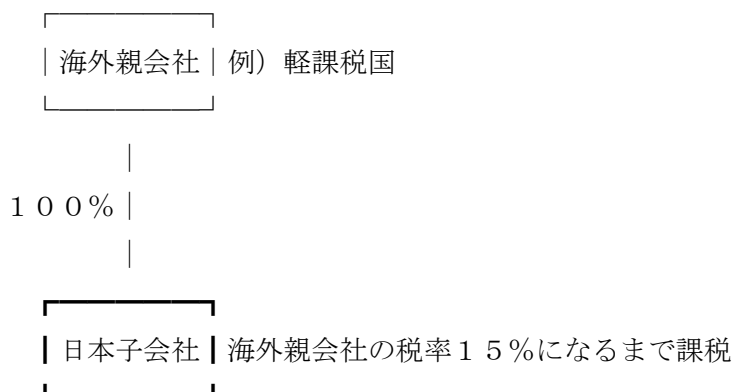
《趣旨》法人税率引き下げ競争の歯止め。

《背景》2021年、OECD加盟137か国が、最低15%の法人税率を課すグローバル・ミニマム課税に合意。

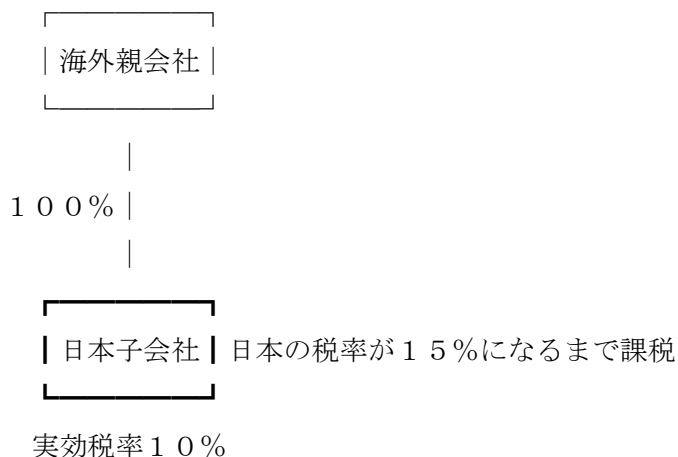
《概要》 a 所得合算ルール：今回創設



b 軽課税所得ルール



c 国内ミニマム課税



《内容》 a 適用対象法人

- イ 直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上
- ロ 軽課税国に所在する子会社を直接または間接の保有する最終親会社

b 適用免除

- イ 軽課税国に所在する子会社の全ての収入（直前3期間平均）が1,000万ユーロ未満
- ロ 軽課税国に所在する子会社の全ての利益または損失（直前3期間平均）が100万ユーロ未満

c 申告・納付期限

対象会計年度終了の日の翌日から1年3か月（一定の場合1年6か月）以内

d 情報申告制度

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、当該構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額、その他必要な事項等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、申告期限までに電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供。

《時期》 2024年4月1日以後に開始する対象会計年度

例) 2025年3月31日：最初の適用年度

↓ 1年3か月 : 連結情報収集、申告準備等

2026年6月30日：最初の申告・納付・情報申告期限

《結論》 まだ不明確な点が多すぎます。

## ②外国子会社合算税制の見直し

《現行》わが国の内国法人等が、実質的活動を伴わない外国子会社等を利用する等により、わが国の税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等がペーパー・カンパニー等である場合又は経済活動基準（注）のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）（財務省）。

- （注）イ 事業基準（主たる事業が株式の保有等、一定の事業でないこと）  
ロ 実体基準（本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること）  
ハ 管理支配基準（本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること）  
ニ 次のいずれかの基準  
（イ）所在地国基準（主として本店所在地国で主たる事業を行っていること）  
※下記以外の業種に適用  
（ロ）非関連者基準（主として関連者以外の者と取引を行っていること）  
※卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業、航空機貸付業の場合に適用

《改正》租税負担割合が30%以上のペーパー・カンパニーは合算対象外のところ、その負担割合を27%に引き下げる。

《趣旨》①導入による国際税務分野における事務負担軽減

《時期》2024年4月1日以後に開始する事業年度

《結論》27%と30%との間に、それなりの国・地域があるのでしょうか。

## （6）納税環境整備

### ①電子帳簿等保存制度の見直し

《概要》a 帳簿書類

要件	20前	21後
		簡素化   厳格
事前承認	○	不要   届出
訂正・削除履歴	○	—   ○
帳簿間の相互関連性確保	○	—   ○

システム概要書等備付け	○	○	○
操作説明書備付け、出力可能	○	○	○
調査時のダウンロード	—	○	—
検索機能の確保	○	—	○

↓

帳簿は正規の簿記の原則による必要

b スキャナ保存

要件	20前	21後
事前承認	○	不要
タイムスタンプ	3日以内	最長2月※
国税関係書類への自署	○	不要
適正事務処理（相互牽制、検査）	○	不要
検索要件		
主要な記録項目	○	緩和※2
範囲指定検索	○	○※3
組み合わせ検索	○	○※3

※ 訂正、削除履歴が残るあるいはできないシステムで保存する場合、タイムスタンプ不要

※2 日付、金額、取引先のみ限定

※3 調査時のダウンロードに応じる事業者は不要

c 電子取引（22年から適用予定が24年から開始に延長）

要件	20前	21後
事前承認 ※1	不要	不要
タイムスタンプ ※1	遅滞なく	最長2月
検索要件 ※4		
主要な記録項目	○	緩和※2
範囲指定検索	○	○※3
組み合わせ検索	○	○※3

※1 承認は不要だが、次のいずれかの措置が必要

- イ 先方がタイムスタンプ
- ロ 当方が遅滞なくタイムスタンプ
- ハ 訂正、削除履歴が残るあるいはできないシステム採用
- ニ 訂正削除防止の事務処理規程備付け

※2 日付、金額、取引先のみ限定

※3 調査時のダウンロードに応じる事業者は不要

※4 調査時のダウンロードに応じる

売上高1,000万円以下（前々年・年度）の事業者は、  
検索要件すべて不要

《改正》a 帳簿書類

厳格な要件を満たし過少申告加算税軽減の対象となる場合の帳簿範囲を、  
次とする。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳
- ハ 次に掲げる事項の記載に係る上記イおよびロ以外の帳簿
  - ・手形上の債権債務に関する事項
  - ・売掛金その他債権に関する事項
  - ・買掛金その他債務に関する事項
  - ・有価証券に関する事項（所得税除く）
  - ・減価償却資産に関する事項
  - ・繰延資産に関する事項
  - ・売上げその他収入に関する事項



・仕入れその他経費又は費用に関する事項

b スキャナ保存

- イ 解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止。
- ロ 記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止。
- ハ 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定。

c 電子取引

「紙出力」＋「データ捨てない」でOKの範囲が拡大。  
→実質的には骨抜きでしょう。

イー１ 小規模事業者

**検索要件不要、紙出力不要、ダウンロード必要**（※４部分拡充）

- ・判定期間における売上高が５，０００万円（現行１，０００万円）以下

イー２ 全事業者

**検索要件不要、紙出力必要、ダウンロード必要**（新設）

- ・その電磁的記録の出力書面※の提示又は提出の求めに応じることが可能  
※**整然とした形式及び明瞭な状態で出力**され、  
**取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理**されたもの

ロ 保存要件を満たせないことに相当の理由がある事業者（全事業者）

**検索要件不要、紙出力必要、ダウンロード必要**（新設）

- ・納税地等の所轄税務署長が**相当の理由あり**と認める。
- ・電磁的記録の出力書面※の提示または提出の求めに応じる。  
※**整然とした形式及び明瞭な状態で出力**されたもの

ハ ２年間の宥恕措置は廃止

《時期》 a 帳簿書類

２０２４年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税

b スキャナ保存

２０２４年１月１日以後に保存が行われる国税関係書類

c 電子取引

２０２４年１月１日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録

《結論》現場の動きは現実的です。

## ②加算税制度の見直し

《現行》

区分	割合	調査通知後 自発的申告	軽減・不適用 ※2
過少申告加算税★●◆	10	5	0
高額部分 ※1	15	10	
無申告加算税 ★◆▲	15	10	0(5)
高額部分 ※1	20	15	
不納付加算税	10	—	0(5)
重加算税※3 ▲■	35		
※4 ▲■	40		

※1 過少申告：期限内申告額と50万円の大きい方を超える金額。

無申告：50万円を超える金額。

※2 過少申告：正当な理由あり、調査通知前の自発的申告

無申告：正当な理由あり、1か月以内の申告なら、0  
調査通知前の自発的申告なら、5%

不納付：正当な理由あり、1か月以内の納付なら、0  
納税告知前の自発的納付なら、5%

※3 過少申告・不納付加算税に代える場合

※4 無申告加算税に代える場合

★ 国外財産調書・財産債務調書提出ありで5%軽減、なしで5%加算。

国外財産調書について、関連資料提出なしで、さらに5%加算。

● 優良電子帳簿に記載された事項についての申告漏れは、5%軽減。

(重加算税対象がある場合を除く)

◆ a 帳簿の提示/提出をせず、

または提示/提出した帳簿の売上金額等の記載が著しく不十分の場合、  
過少申告加算税及び無申告加算税を10%加算。

b 提示/提出した帳簿の売上金額等の記載が不十分の場合、

過少申告加算税及び無申告加算税を5%加算。

▲ 過去5年以内に無申告・重加算がある場合、10%加算。

■ 電子帳簿関連で仮装隠蔽がある場合の申告漏れで、10%加算。

《改正》

区分	割合	調査通知後 自発的申告	軽減・不適用 ※3
過少申告加算税★●◆	10	5	0
高額部分 ※1	15	10	
無申告加算税 ★◆▲	15	10	0 (5)
高額部分 ※1	20	15	
<b>超高額部分 ※2</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	
不納付加算税	10	—	0 (5)
重加算税※3 ▲■	35		
※4 ▲■	40		

※1 過少申告：期限内申告額と50万円の大きい方を超える金額。

無申告：50万円を超える金額。

※2 無申告：**300万円**を超える金額。

※3 過少申告：正当な理由あり、調査通知前の自発的申告

無申告：正当な理由あり、1か月以内の申告なら、0  
調査通知前の自発的申告なら、5%

不納付：正当な理由あり、1か月以内の納付なら、0  
納税告知前の自発的納付なら、5%

※3 過少申告・不納付加算税に代える場合

※4 無申告加算税に代える場合

★ 国外財産調書・財産債務調書提出ありで5%軽減、なしで5%加算。

国外財産調書について、関連資料提出なしで、さらに5%加算。

● 優良電子帳簿に記載された事項についての申告漏れは、5%軽減。

(重加算税対象がある場合を除く)

◆ a 帳簿の提示/提出をせず、

または提示/提出した帳簿の売上金額等の記載が著しく不十分の場合、  
過少申告加算税及び無申告加算税を10%加算。

b 提示/提出した帳簿の売上金額等の記載が不十分の場合、

過少申告加算税及び無申告加算税を5%加算。

▲ 過去5年内に無申告・重加算がある場合や、

**期限後申告等の直前2期連続で無申告・重加算がある場合※**に10%加算。

■ 電子帳簿関連で仮装隠蔽がある場合の申告漏れで、10%加算。

※ 1 2 3 (3年分調査)  
 隠蔽 隠蔽 隠蔽 【現状】過去5年以内に重加算税等あったことが要件  
 |——|——|——| ↓  
 重課 重課 重課 【改正】賦課「すべき」場合も対象範囲に含める  
 →3の重加算税について加重可能

《時期》2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税

《結論》細かい加減算が多すぎます。

③ダイレクト納付の利便性向上

《改正》e-Taxにより行われる期限内申告等と併せて  
 ダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合  
 (その税額が1億円以下である場合に限る。)において、  
 法定納期限の翌日にその納付がされたときは、  
 法定納期限に納付があったものとみなす。

《時期》2024年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続

《結論》夕方操作、翌日着金の救済でしょうか。